

2026

1

月号

けんぽ便り

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。加入者の皆様には清々しく新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。
昨年は、協会の事業運営にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨今の協会を取り巻く環境ですが、加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により、保険給付費が継続的に増加することや、団塊の世代が後期高齢者になったことにより、後期高齢者支援金が高い負担金で推移することが見込まれることから、財政については、今後も楽観を許さない状況にあります。

昨年の12月2日から、マイナ保険証を基本とする受診へ完全移行となりました。そうした中で協会けんぽといたしましては、このマイナ保険証への移行に伴い、我々は加入者の皆様と直接つながることが可能となるけんぽアプリを今月リリースいたします。さらに、給付金等の申請がスマートフォンやパソコンから可能となる電子申請についても開始いたしました。これらのDXの推進により、加入者の皆様の健康増進や利便性向上に努めてまいります。

保健事業につきましても、加入者の皆様の健康増進をより一層推進させていくため、令和8年4月より35歳以上の被保険者向けに人間ドックに対する補助を開始いたします。さらに、生活習慣病予防健診につきましては、従来の35歳以上に加え、20歳、25歳、30歳の若年層も対象といたします。

これからも、加入者の皆様に質の高いサービスを提供するため、尽力してまいりますので、引き続きご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

結びに、本年も皆様にとりまして幸多き一年になることを心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

協会けんぽ静岡支部 支部長 安田 剛

ご退職後の健康保険のご案内

74歳までの被保険者が退職などで健康保険の資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度へ加入していただくことになります。退職日の翌日に再就職する場合を除いて、以下のいずれかの健康保険に加入手続きをしていただく必要があります。



	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	家族の健康保険の被扶養者
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日(資格喪失日)から20日※以内に資格取得申出書を提出すること(必着) ※土日・祝日を含む 	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと 詳しくは、ご家族の勤務先にお問い合わせください
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ資格取得申出書を提出	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	ご家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	下記参照	前年の所得などにより決定軽減制度があります	被扶養者の負担なし

「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方(特定受給資格者および特定理由離職者)には国民健康保険料の軽減制度があります。任意継続の保険料より安くなるケースがあるので、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

令和7年度
保険料額表は
こちら
(協会けんぽHP)



協会けんぽの任意継続保険料

退職時点の標準報酬月額



健康保険料率



任意継続保険料

※資格取得日の属する月から保険料がかかります
(1ヵ月分)

事業主の届出によって登録された給与の月額上限は32万円

40~64歳の方は介護保険料が上乗せ

全額自己負担

資格取得
申出書は
こちら
(協会けんぽHP)



お問い合わせ先 業務グループ/TEL.054-275-6601 (自動音声案内2番→1番)

協会けんぽの補助を使っておトクに健康診断！

令和8年度 健診のご案内



協会けんぽでは年度内におひとり様1回に限り健診費用の補助を行っています。令和8年度は、生活習慣病予防健診の自己負担額の変更や、人間ドックへの補助の開始など、変更点がございます。詳しくは協会けんぽから送付するご案内をご確認ください。

生活習慣病予防健診

目印は緑の
大きな封筒

特定健診

目印は
黄色の封筒

3月下旬に事業所へ

パンフレットと健診対象者一覧が送付されます。

35歳から74歳
被保険者（ご本人様）

対象者

4月中旬にご自宅へ

パンフレットと受診券が送付されます。

一般健診

協会けんぽ補助額（最高）14,135円適用で
→自己負担額（最高）5,500円

節目健診（附加健診）

協会けんぽ補助額（最高）7,131円適用で
→自己負担額（最高）2,780円

健診費用

40歳から74歳

被扶養者（ご家族様）

協会けんぽが7,150円補助します。
自己負担額無料※の健診機関も！

※健診機関により自己負担額は異なります。

協会けんぽへの
申込は不要です。

*健診の内容はそれぞれ送付されるパンフレットもしくはホームページ、公式LINEをご覧ください。

予約方法

いずれの健診も、協会けんぽと提携している健診機関へ直接ご予約ください。

健診の流れ

協会けんぽから
送付する健診の
ご案内を確認受診を希望する
健診機関に予約

健診を受診

生活習慣の改善が
必要な方は特定保健指導を
利用または医療機関を受診

令和8年度からの被保険者向け健診の変更点

 人間ドックの補助が開始されます！

35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する補助を実施します。

補助を受けられるのは一部の健診機関になります。該当する健診機関の一覧は上記パンフレットでご確認ください。

 20歳、25歳、30歳の被保険者も生活習慣病予防健診の対象になります！

35歳から74歳の被保険者を対象とする生活習慣病予防健診について、新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とします。若いうちにご自身の健康状態を確認し、将来の健康のために対策を立てましょう。

(胃・大腸がん検診を除きます)

 40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施します！健診専用
LINE公式アカウント
健診情報配信中！▶▶▶

協会けんぽ LINE公式アカウント

健診情報配信中！▶▶▶

ID検索 @kenpo_shizuoka



お問い合わせ先 保健グループ / TEL.054-275-6601 (自動音声案内2番→2番)

発行者:

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

〒420-8512

静岡市葵区吳服町1-1-2 静岡吳服町スクエア

054-275-6601(代表)